

平成27年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO.1

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
1	木曾	H27.5.10 (日) 13:00頃 30年	男	53	生産	約3ヶ月	伐倒作業	当日、被災者は同僚4名（A～D）と間伐の伐倒作業に従事していた。 12時50分頃、被災者は伐倒木A（サワラ、胸高直径42cm、樹高26m）を伐倒するため、周囲の笹を刈り払い、斜面右上方へ向けて伐倒したところ、弓なり状になっていた立木①（ヒノキ、胸高直径16cm、樹高18m）に伐倒木Aが接触したため、その立木に沿って伐倒木が滑り、退避していた被災者の左下腿付近に元口が当たり被災した。	林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） 第22条（障害物の取り除き） 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。 第23条（退避場所の選定） 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。 2 前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。
2	木曾	H27.6.8 (月) 9:05頃 7年	男	34	造林	約2ヶ月	伐倒作業 (保育間伐活用型)	9時05分頃、被災者は集材線の架設作業に支障となる急傾斜地（傾斜68度）にあったカエデ立木①（胸高16cm、樹高9m）をチェーンソーで伐倒した。次に、カエデ立木②（胸高20cm、樹高12m）を伐倒するため、カエデ立木①の切株を足場として左足を置き伐倒を始めた。カエデ立木②は二又木であり、根元付近で2本に分かれている状態であったため、初めにカエデ立木②-1を斜面下方からチェーンソーを入れて伐倒した。 続いて、カエデ立木②-2の斜面下方に手前側から突っ込み切りを行い、受け口として6cm程切った。 最後に、カエデ立木②-2の斜面上方から追口切りを開始し、カエデ立木②-2が傾きかけたので速度を速めて追いつき切りを行ったところ、合わせ切りであったために、伐倒木の根元が、カエデ立木①の切株に置いていた被災者の左足の上に滑り落ち被災した。	林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） 第13条（足元の整理） 会員は、伐木又は造材の作業を行う場合には、作業者に安定した姿勢で作業ができるよう足元を整えさせなければならない。
3	中信	H27.6.8 (月) 11:35頃 1年	男	21	造林	約1ヶ月	松くい虫被害木の伐倒くん蒸処理作業	当日、被災者は同僚4名（A、B、C、D全員が玉切・集積作業）と伐倒木の玉切・集積作業に従事していた。 11:35分頃、傾斜30度程度の斜面において、集積した枝をチェーンソーで切断していたところ、刃先上部が枝材に当たりキックバックを起こし、被災者左足の甲にチェーンソーの刃が当たり被災した。	チェーンソーの反発力（キックバック、プッシュバック、ブルイン）に注意し、防護衣等の装着に努める。 キックバックは、チェーンソーが木材や障害物に当たってガイドバーが作業者に向かって跳ね上げられる状態であり、特に、ガイドバーの先端部分上側がキックバックを起こしやすい箇所であるため注意する。

平成27年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 2

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
4	南木曾	H27. 8. 1 (土) 11:05 頃 10 年	男	40	生産	約 2 週間	林道整備 (除草)	当日被災者は、同僚1名と8時00分頃からタルガ沢林道でトラック運材に支障となる除草等の作業を行っていた。 11時05分頃、刈払機の安全カバーと歯の間にマンサクの枝（直径2cm長さ60cm）が引っ掛かり刈払機の歯が停止したため、左手でマンサクの枝を取り除いたところ（肩・腰バンドは未装着）、スロットルレバーを戻していなかったために再び回転を始めた刃に巻き込まれ、左手人差し指、中指、親指を受災した。	林業・木材製造業労働災害防止規程（抜粋） （刈払機の取扱い） 第140条 会員は、刈払機の取り扱いについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (5) 飛散防護装置等の周辺部に雑草、つる等がからまったときは、エンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ取り除くこと。 (6) 刈刃が止まってもエンジンの回転中は、刈刃に近づいたり、他の作業者を近づけたりしないこと。
5	東信	H27. 8. 28 (金) 10:40 頃 1 月	男	50	治山	約 2 週間	末木枝条 整理（本 数調整 伐）	当日、被災者は、同僚1名と本数調整伐実行箇所の歩道において末木枝条の片付け作業に従事していた。 10時20分頃、同僚は、監督員と打合せを行うため作業場所を一旦離れた。 10時40分頃、被災者は、チェーンソー（エンジンは止めてあった。）を前方左側に置いて、同僚が切った末木枝条の片付けをしようとした時、足が別の枝条に引っ掛かり、前のめりになって置いてあったチェーンソーの上に倒れ込んだ際、ソーチェーンの刃部が首の左側に当たり受災した。	足元に十分注意するとともに、類似災害を防止するため、作業中に使用しないチェーンソーあるいは刈払機等を移動させる際には、エンジンを停止させることに加え歯覆いを付けること
6	岐阜	H27. 11. 6 (金) 8:40 頃 60 年	男	84	立木	約 1 月	荷掛作業	当日被災者は、同僚4名と機械集材装置（索張方式：タイラー）による全幹集造材作業を行っていた。（被災者は同僚1名と荷掛作業に従事していた。） 8時40分頃、ヒノキ1本を荷掛けて退避した後、ホールバックラインをフリーにしリフティングラインを巻くよう合図を送ったが、ホールバックラインが出て行かないことから確認したところ、根株に引っ掛かっていた。 そのため、被災者はリフティングラインの巻き上げを止めるよう合図し、ホールバックラインの緊張を緩めた後に、引っ掛かっていたホールバックラインを1人で手を使って外そうとした時、バランスを崩して転倒し保安帽がはずれた後に、根株から外れたホールバックラインが後頭部にあたり受災した。	労働安全衛生規則第151条の142（立入禁止） 抜粋 事業者は、林業架線作業を行うときは、次の箇所に労働者を立ち入らせてはならない。 3 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ 林業・木材製造業労働災害防止規程第172条（立入禁止箇所） 抜粋 会員は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第2項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。 (3) 作業索の内角側であって、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所 (5) その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所 2 会員は、前項の箇所に作業者を立ち入らせる必要がある場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に連絡し、機械の運転を停止させる等の措置を講じ、危害発生のおそれのないことを確認させなければならない。

平成27年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策

NO. 3

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
7	木曾	H27.12.24(木) 10:50頃 5年	男	29	造林	約3週間	造材作業 (端材片付け及び荷外し作業を含む) 保育間伐活用型外	当日被災者は、同僚6名と機械集材装置による集造材作業に従事していた。(集材機運転:1名、造材・荷外し:2名、先山伐倒:3名、荷掛(架線作業主任者):1名) 被災者は荷卸し盤台で造材作業を行った後、端材等の片付けを行っていた。 10時40分頃、カンパ1本(末口46cm、材長4.6m、0.995m³)を吊ったキャレージが架線支間の中間付近にさしかかったところ、主索を止めていた先柱側のアンカー(ヒノキ根株径32cm、高さ75cm)が引き抜け主索が落下したため、端材を片付けていた被災者の頭部右側に当り、その反動で転倒した際に盤台の敷木に左胸部を打ち付け受災した。 なお、現地の状況からアンカーが引き抜けた原因は、4個のスタンプのうち2個が、地形上の制約からアンカーを上につ引っ張るような状態になっていたためと推測される。(最大使用荷重は約1.2トンで、カンパの重量は1.1トン程度であったと推測される。)	労働安全衛生規則抜粋 第151条の127(林業架線作業主任者の職務) 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 1 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。第151条の1第151条の142(立入禁止) 事業者は、林業架線作業を行うときは、次の箇所に労働者を立ち入らせてはならない。 1 主索の下で、原木等が落下し、又は降下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ 林業・木材製造業労働災害防止規程抜粋 第172条(立入禁止箇所) 会員は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第2項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。 (1) 主索の下であって、原木等の落下又は降下により作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所 第188条(探索のアンカー) 会員は、林業架線作業主任者に、探索のアンカーとして十分な支持力の ある根株、岩石等を選定させなければならない。 第189条(主索の固定) 会員は、主索を固定する作業を行う場合には、作業者に、主索の端部を立木、根株等の固定物であって堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に緊結させなければならない。
8	東濃	H28.2.5(金) 11:10頃 42年	男	77	立販	1ヶ月	伐倒作業	当日被災者は、同僚Aと伐倒作業に、同僚Bはグラップルによる集材作業に従事していた。 11時10分頃、被災者は伐倒木A(胸高直径28cm樹高18m)を伐倒し、退避しようと刈り払ったササ(作業効率を高めるため予め全山の刈り払いを実施)に足を乗せたところ、足が滑り傾斜約46度の林地を頭を下にした状態(本人の記憶がないため推測)で約12m滑落し、ヘルメットが脱げた後に頭が何かに当たり頭部を挫創した。	(退避路の整理) 第33条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。 (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

平成 2 7 年度 請負事業体等における休業 4 日以上の災害発生状況と対策

NO. 4

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 週間	従事 作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
9	東 信	H28. 3. 29 (火) 8:35 頃 6 年	男	69	立 販	2 週間	枝払い 作業	当日被災者は、同僚 4 名と立木販売箇所の材を搬出するために借り上げた民地土場で巻立て整理の作業に従事していた。 8 時 3 5 分頃、仮積みしてある広葉樹丸太（径 1 6 cm、長さ 4 m）に枝が残っていたため、チェーンソーで払おうとし、エンジンを始動させた直後、土場地面の凸凹でつまづき体勢を崩し咄嗟に左手をグリップから外してしまったところ、チェーンソーが左腕肘付近にあたり切創した。	平坦な場所であっても足元に十分注意して作業を行うこと。 また、林災防「林材業 S T O P ! 転倒災害プロジェクト」の取組事項を確実に実施する。